ポイント 4

見落としがちな労務費の項目

「臨時の給与」「実物給与」も労務費に反映されるため、調査票に漏れなく記入して下さい。

対象となる「臨時の給与」の例



賞与(ボーナス)
夏季・冬季賞与など



一時金
特別一時金、慰労金など



インフレ手当

対象となる「実物給与」の例



通勤定期券・回数券の支給
通勤定期券・回数券を会社が購入



食事の支給
昼食や弁当の支援など



社宅・住宅の貸与
社宅や寮の貸与、家賃の一部または全部を会社が負担

労務費調査 Q&A

Q まずは何から始めたらいいですか？

元請け企業：佐賀県(または調査会社)から案内があり次第、「対象企業名簿」と「施工体系図」の作成・提出をお願いします。
下請け企業：元請け企業から案内がありますので、調査票を作成のうえ、期日までに提出をお願いします。

Q 複数の工事が審査対象になった場合どうしたらいいですか？

労働者ごとに、従事した日数が最も多い工事の調査票に記入してください。
なお、複数の工事に同じ労働者を重複して記載しないでください。

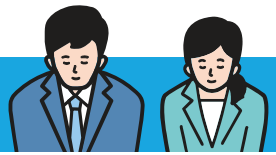
Q 10月の工事に従事した人が対象ですか？

労務費調査の対象は職種と賃金計算期間で決まります。つぎの①②のどちらかに該当する場合は対象です。
① 51職種に該当し、10月賃金計算期間内に従事した。
② 38職種に該当し、9月賃金計算期間内に従事した。
※51職種・38職種や賃金計算期間の詳細は、「公共事業労務費調査の手引き」を確認してください。

Q 現場代理人、監理技術者、主任技術者は調査対象ですか？

元請け企業：現場技術者(現場代理人、監理技術者、主任技術者など)は対象外です。
下請け企業：作業に従事しない主任技術者等は対象外です。

佐賀県の適切な公共工事設計労務単価の設定には、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。何卒、ご協力よろしくお願いいたします。



発刊元：佐賀県 建設・技術課 TEL：0952-25-7168 Mail：kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

©2026 Saga Prefecture

佐賀県
SAGA PREFECTURAL GOVERNMENT

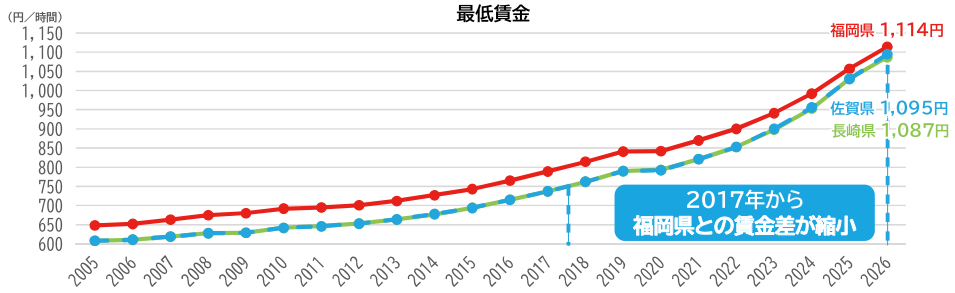
隣県への人材流出 担い手不足 の解消には労務単価アップが不可決！

公共事業労務費調査 4つのポイント

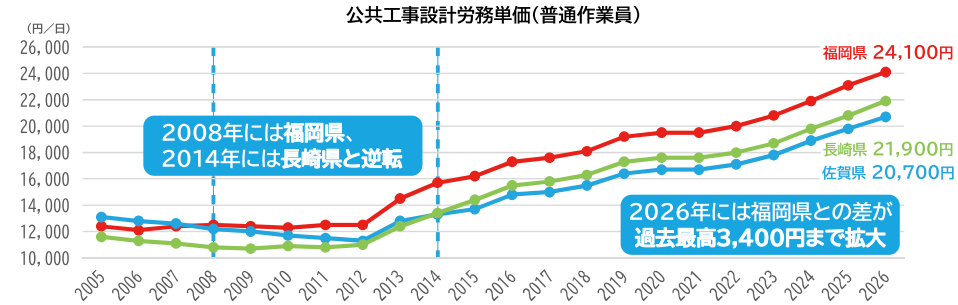
みなさまにご協力いただく「公共事業労務費調査」は、公共工事の積算に使用する「公共工事設計労務単価」の基礎資料を得るための調査です。
佐賀県の公共工事設計労務単価は隣県との差が大きく、人材が流出する要因となっています。適切な公共工事設計労務単価の設定のため、調査票へ正確に記入していただくことが重要です。



佐賀県の現状・・・最低賃金は隣県の福岡県との差が年々縮小しています。一方、設計労務単価は、2026年には福岡県と3,400円もの差がついており、**今こそ適切な設計労務単価の設定が求められています。**



出典：厚生労働省　地域別最低賃金の全国一覧



出典：公共工事設計労務単価（県別）

気を付けたい4つのポイント ▶▶▶

ポイント 1

就業規則などの見直しや労働時間の確認

【就業規則や雇用契約書の見直し】

労働基準法第32条では「休憩時間を除いて、週40時間、1日8時間を超えて労働させてはならない」と定められています。せっかく作成いただいた調査票も、**就業規則や雇用契約書等が週40時間労働を守れていないと棄却になります。**

棄却されないためには・・・

就業規則※に定める所定労働時間が、週40時間以内になるようにしてください。

※おおむね10年以上前に作成した就業規則は、現行の労働基準法に準拠していない可能性があります。

就業規則※や雇用契約書（労働条件通知書、雇入通知書等）を見直して、労働基準監督署へ届け出てください。
現行の労働基準法に準拠していない場合は、更新作業を行うようにしてください。

※労働者の数が「常時10人以上」である場合には、就業規則を作成し、所管の労働基準監督署長に届け出なければなりません。



【就業規則等の労働時間と実際の労働時間の確認】

熱中症対策として休憩時間を見直している会社が増えています。

実際の労働時間が週35時間なのに、就業規則等が週40時間のままになっていませんか？
労務費調査では、就業規則や雇用契約書に記載されている労働時間をもとに1日あたりの労務単価を計算するので、週40時間のままだと**労務単価が低く計算されてしまいます。**

解決方法 見直した就業規則等を必ず労働基準監督署に提出してください。
就業規則等を更新することで現状の労働時間に見合った賃金を算出します。

1日当たりの支払賃金を18,900円と仮定

現行の就業規則や雇用契約書の労働時間



就業規則や雇用契約書で算出した賃金
（18,900円÷8時間）×8時間＝
18,900円/日

就業規則や雇用契約書を実際の労働時間に合わせる

実際の労働時間



見直した就業規則や雇用契約書で算出した賃金
（18,900円÷7時間）×8時間＝
21,600円/日

2,700円 UP!!

ポイント 2

実際の作業内容に見合った職種の選択

職種判定は最重要ポイントです！実際の作業内容に見合わない職種を選択してしまうと、**労務単価を下げてしまう場合があります。**

解決方法 社内で使用している呼称ではなく、実際の作業内容に見合った職種を「公共事業労務費調査の手引き」から正しく選択・記入しましょう。そうすることで、各職種に適正な賃金が反映されます。

（例）型枠工を主とした会社の場合

	型枠工	型枠工	型枠工	軽作業員
適切でない職種	Aさん 経験年数：30年 賃金 40,000円	Bさん 経験年数：15年 賃金 32,000円	Cさん 経験年数：2年 賃金 12,000円	― ✕
適切な職種	型枠工 Aさん 経験年数：30年 賃金 40,000円	型枠工 Bさん 経験年数：15年 賃金 32,000円	型枠工 ―	軽作業員 Cさん 経験年数：2年 賃金 12,000円 ○

実際は普通作業員や軽作業員などの職種に従事している労働者がいるにもかかわらず、社内で使用している職種名にとらわれて一律「型枠工」にしてしまうと、型枠工より安い賃金が反映され、単価を下げてしまいます。

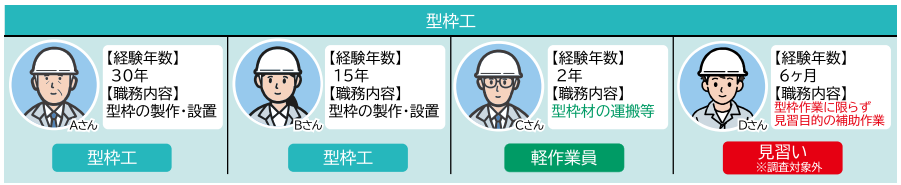
こちらで記入!!

ポイント 3

調査対象外となる労働者

【見習い・手元等は調査対象外】

見習い・手元等は原則として、**調査対象外**となります。



【年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者】

年金等の受給にあたり、**日給等を減額して賃金を調整している労働者**は**調査対象外**となります。



